

株 主 各 位

大阪市淀川区新高二丁目7番13号

株式会社 **ダイケン**

代表取締役社長 藤岡 洋一

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年5月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市淀川区西中島五丁目5番15号
新大阪ワシントンホテルプラザ 2階 若竹の間
(末尾記載の会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報告事項 第62期（平成21年3月1日から平成22年2月28日まで）事業報告の内容報告の件
決議事項
第1号議案 第62期計算書類承認の件
第2号議案 剰余金の処分の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役4名選任の件
第5号議案 監査役2名選任の件
第6号議案 会計監査人選任の件
第7号議案 補欠監査役2名選任の件
第8号議案 役員賞与支給の件
各議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（18頁から25頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.daiken.ne.jp>）に掲載させていただきます。

【添付書類】

事業報告

（平成21年3月1日から
平成22年2月28日まで）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、世界的な金融市場の混乱以降厳しい経済環境が続きました。景気の二番底が危惧されている中で、生産、輸出、個人消費等に一部持ち直しの動きが見られておりますが、雇用環境の悪化及びデフレの進行や資源問題の懸念など、依然として先行き不透明な状況が続き、事業環境の先行きは一段と厳しい状況で推移してきました。

建築金物業界におきましては、住宅・不動産市況の悪化及び民間設備投資の減少など、建設需要に関連する市場は大幅な縮小をしており、更に企業間競争の激化もあり、当業界でのシェア確保のための受注競争は厳しく、経営環境は依然として極めて厳しい状況が続きました。

このような状況の下、当社は分譲マンション市場の縮小が続いている中、中小の賃貸集合住宅向け製品の販路拡大及びリフォーム需要の開拓に注力し、新製品投入等の営業努力を強化してまいりました。建築金物では、ガラス戸用のドアハンガー部品、引き戸及び開き戸の引き込み装置を投入しました。天井点検口では高気密・高断熱など省エネ機能タイプの多様化を図りました。外装用建材では、アルミ製軽量庇の廉価タイプ機種増しや、外装ルーバーの木目調の充実を図りました。また、エクステリアでは、環境対策に向けたゴミ置き場でスチール製をはじめ、集合住宅向けネットタイプの開発に加え、連棟物置のリニューアルを図るとともに、自転車置き場ルーフ製品と垂直昇降式2段ラックのリフォーム市場投入にも注力してまいりました。

また、設計原価を見直し、材料の改変によって製品の品質改善を進めるとともに、物流コストや原材料費の低減、在庫削減等を実施し収益の確保に取り組んでまいりました。

その結果、当事業年度の営業成果につきましては、売上高は前期比12.2%減の100億77百万円となり、営業利益は原材料価格の低下も加わった結果、前期比18.4%増の3億91百万円となり、経常利益は前期比25.5%増の3億75百万円となりました。昨年は繰延税金資産60百万円の取り崩しによるマイナスの影響がありましたが、当事業年度の当期純利益は、前期比132.6%増の1億96百万円となりました。

品種別の売上状況については、次のとおりであります。

(単位：千円)

分 類	金 額	構成比	主 要 製 品 名
建 築 金 物	4,059,943	40.3%	ドアハンガー、ハンガーレール 点検口、ビット、カーテンレール
外 装 用 建 材	1,428,797	14.2%	金属製笠木、外装・目隠しパネル
建 材	5,488,741	54.5%	
エ ク ス テ リ ア	3,367,322	33.4%	物置、ガレージ、自転車置場
そ の 他	1,045,200	10.3%	家庭金物、施工
小 計	9,901,264	98.2%	
不 動 産 事 業 収 入	176,519	1.8%	不動産賃貸
合 計	10,077,784	100.0%	

(2) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資の総額は、2億29百万円であります。その主なものは、福岡営業所の建物等87百万円、加工金型及び機械設備等78百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中に新たな増資、社債発行などによる資金調達は実施しておりません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当する事項はありません。

(8) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、発展途上国や欧米の市況回復を受け、レアメタル・鋼材・アルミ・ステンレスなど資源確保の問題や余剰投資資金の流入等による各種原材料価格高騰の再燃が懸念されており、業績や財政状況に悪影響を及ぼす可能性があるものと思われます。

このような経営環境の下ではありますが、高齢化社会や環境問題・住宅の高機能化にも配慮し、ユーザーの視線にたった商品開発を最重要課題のひとつと捉え、製造方法や販路の見直しも実現することで付加価値の高い事業構造へ改善してまいり所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解をいただき、ご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分 \ 期 別	第 59 期 (平成19年2月期)	第 60 期 (平成20年2月期)	第 61 期 (平成21年2月期)	第62期(当期) (平成22年2月期)
売 上 高	12,927,707	13,067,313	11,474,165	10,077,784
経 常 利 益	801,240	609,694	299,402	375,855
当 期 純 利 益	384,729	353,295	84,687	196,975
1株当たり当期純利益	65円39銭	60円07銭	14円40銭	33円51銭
総 資 産	13,698,081	13,507,980	13,805,485	12,730,083
純 資 産	9,095,958	9,241,239	9,212,445	9,331,489

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を除く。)に基づき算出し、銭未満を四捨五入して表示しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

該当する事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社は、建築金物、外装用建材、エクステリア製品等の製造、販売を行っており、また、製品の取付け工事を行っております。更に、不動産賃貸事業を営んでおります。

(12) 主要な営業所及び工場

本 社 大阪市淀川区新高二丁目7番13号

支店・営業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
札幌支店	札幌市中央区	神奈川営業所	横浜市西区
東京支店	東京都墨田区	静岡営業所	静岡市駿河区
名古屋支店	愛知県一宮市	岡山営業所	岡山市東区
大阪支店	大阪市淀川区	福岡営業所	福岡市博多区
仙台営業所	仙台市宮城野区	広島営業所	広島市中区
盛岡営業所	岩手県盛岡市	東京西出張所	東京都東大和市
埼玉営業所	さいたま市北区		

工 場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
室蘭工場	北海道室蘭市	兵庫工場	兵庫県加西市
成田工場	千葉県富里市	岡山工場	岡山市東区
十三工場	大阪市淀川区	津山工場	岡山県津山市

(13) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
男 性	268名	11名	42.7歳	19年
女 性	42名	2名	38.0歳	10年
合計または平均	310名	13名	42.1歳	18年

(注) 従業員数には、臨時従業員及び嘱託社員(計29名)並びに当社から関係会社への出向者(計3名)は含んでおりません。

(14) 主要な借入先

(単位:千円)

借 入 先	借 入 額
株式会社りそな銀行	50,000
日本生命保険相互会社	37,500
シンジケーション方式コミットメントライン	450,000

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 21,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,970,480株（うち自己株式93,238株）
- (3) 株 主 数 376名（前期末比1名増）
- (4) 大 株 主

（単位：千株）

株 主 名	持 株 数	持株比率
藤 岡 洋 一	1,115	18.9%
ダ イ ケ ン 取 引 先 持 株 会	395	6.7%
ダ イ ケ ン 従 業 員 持 株 会	384	6.5%
藤 岡 秀 一	298	5.0%
押 木 光 三	251	4.2%
株式会社 り そ な 銀 行	243	4.1%
藤 岡 純 一	237	4.0%
糸 井 孝 子	207	3.5%
S I X S I S L T D .	207	3.5%
株式会社 三 井 住 友 銀 行	185	3.1%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第2位を切り捨てて表示しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	藤 岡 秀 一	社団法人東淀川納税協会会長 日本建築金物工業組合理事長
代表取締役社長	藤 岡 洋 一	
常 務 取 締 役	岡 本 峰 生	製造管理部長
取 締 役	松 井 浩 治	営業本部長
取 締 役	田 淵 敦 司	経理部長
取 締 役	田 井 誠 二 郎	新規事業開発部長
取 締 役	仲 川 昌 則	製造管理部部长
常 勤 監 査 役	小 畑 芳 三	

(ご参考) 当期末における執行役員は次のとおりであります。

氏 名	役 名
野 平 誠	執行役員 製造管理部部长
北 脇 昭	執行役員 総務部長
奥 野 幸 和	執行役員 兵庫工場長
北 川 淳 二	執行役員 津山工場長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	支 給 額
取 締 役	7 名	115,950千円
監 査 役	1 名	12,050千円
計	8 名	128,000千円

- (注) 1. 平成8年5月29日の株主総会の決議による取締役の報酬限度額(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まず)は、年額200,000千円及び監査役の報酬限度額は、年額50,000千円であります。
2. 支給額には、当事業年度中に役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した14,500千円(取締役13,300千円、監査役1,200千円)及び第62回定時株主総会において決議予定の役員賞与10,000千円(取締役8,750千円、監査役1,250千円)が含まれております。
3. 上記のほか、次の支払いがあります。
使用人兼務取締役の使用人給与相当額 34,320千円

(3) 社外役員に関する事項

該当する事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制の根幹となる行動指針を定め、取締役が、率先して研修等へ参加することを通じて、コンプライアンスの意識向上に努めるとともに、すべての役職員が事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンス規程に従い実践するよう周知徹底します。

内部監査室は、総務部と連携のうえコンプライアンスの状況を監視するとともに、随時取締役会に報告します。

当社は、コンプライアンスに係る問題等を発見した場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートの他に公益通報制度を設け、その利用につき役職員に周知し運営します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、法令及び社内規程に基づき、定められた期間保存します。また、取締役及び監査役はそれらの文書を随時閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスク状況への対応については、別途定められた「危機管理規程」に基づき各部門への浸透を図ります。各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行い、各事業部門の長は、定期的リスク管理の状況を担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において、改善策を審議・決定します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は目標の明確な付与等を通じて市場競争力の強化を図るために、年度予算を策定し、それに基づく業績管理を行うとともに、別途定める社内規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとるものとします。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及び子会社等と重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要事実について相互に情報確認を行い、適切なリスク管理に努めます。

また、当社と子会社等との間における取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切に管理するとともに、不適切な取引または会計処理を防止するため、内部監査室は監査役及び監査契約を締結した監査人と十分な情報交換を行うものとします。

- (6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとします。
また、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、あらかじめ監査役の同意を必要とします。
- (7) 取締役・使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、部門長会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員にその説明を求めるものとします。
取締役または従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社等の財務及び事業に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部者通報による通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備し、報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役の協議により決定します。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定します。
監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査契約を締結した監査人に意見を求めるなど必要な連携を図ります。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとします。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本方針
当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「行動指針」に定め、基本方針とします。また、必要に応じて警察、顧問弁護士などの外部の専門機関とも連携をとり、体制の強化を図ります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成22年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,505,383	流動負債	3,147,721
現金及び預金	1,409,039	支払手形	470,055
受取手形	1,958,419	買掛金	1,301,304
売掛金	1,969,656	短期借入金	450,000
商製	3,513	一年内返済予定長期借入金	120,000
原材	580,547	未払金	191,616
仕掛品	290,713	未払法人税等	181,945
貯蔵品	158,716	未払消費税等	83,946
前払費用	22,186	未払費用	129,124
繰延税金資産	4,768	前受り	8,043
未収入金	101,793	前受り	27,743
その他の流動資産	4,465	前受り	5,686
貸倒引当金	3,529	役員賞与引当金	10,000
固定資産	1,966	賞与引当金	148,361
有形固定資産	6,224,700	その他の流動負債	19,894
建物	5,230,988	固定負債	250,871
構築物	2,499,807	役員退職慰労引当金	186,175
機械及び装置	69,973	その他の固定負債	64,696
車両運搬具	293,887		
工具器具備品	6,109	負債合計	3,398,593
土地	105,562		
建設仮勘定	2,248,027	純資産の部	
無形固定資産	7,620	株主資本	9,334,959
特許権	47,219	資本金	481,524
ソフトウェア	166	資本剰余金	250,398
電話加入権	26,875	資本準備金	249,802
その他の無形固定資産	13,848	その他資本剰余金	596
投資その他の資産	6,328	利益剰余金	8,656,557
投資有価証券	946,492	利益準備金	120,381
関係会社株式	292,321	その他利益剰余金	8,536,176
出資金	20,000	固定資産圧縮積立金	1,861
長期前払費用	2,475	別途積立金	7,300,000
保険積立金	17,774	繰越利益剰余金	1,234,315
会員権	498,251	自己株式	53,520
繰延税金資産	100,400	評価・換算差額等	3,469
その他の投資	12,440	その他有価証券評価差額金	3,469
貸倒引当金	33,478		
	30,649	純資産合計	9,331,489
資産合計	12,730,083	負債及び純資産合計	12,730,083

損 益 計 算 書

(平成21年3月1日から
平成22年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,077,784
売 上 原 価		6,937,181
売 上 総 利 益		3,140,603
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,748,887
営 業 利 益		391,716
営 業 外 収 益		39,342
受 取 利 息 及 び 配 当 金	10,643	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	28,698	
営 業 外 費 用		55,202
支 払 利 息	10,545	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	44,657	
経 常 利 益		375,855
特 別 利 益		32,828
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	32,477	
そ の 他 の 特 別 利 益	350	
特 別 損 失		48,265
棚 卸 資 産 評 価 損	38,121	
そ の 他 の 特 別 損 失	10,144	
税 引 前 当 期 純 利 益		360,418
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		184,667
法 人 税 等 調 整 額		21,224
当 期 純 利 益		196,975

株主資本等変動計算書

(平成21年3月1日から
平成22年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金	
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	
平成21年2月28日残高	481,524	249,802	596	250,398	120,381	2,410	7,300,000
当 期 変 動 額							
自己株式の取得							
剰余金の配当							
当期純利益							
固定資産圧縮積立金の取崩						549	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計						549	
平成22年2月28日残高	481,524	249,802	596	250,398	120,381	1,861	7,300,000

(単位：千円)

	株 主 資 本				評価・換算差額等		純資産合計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計					
	繰越利益 剰 余 金						
平成21年2月28日残高	1,107,323	8,530,115	53,228	9,208,809	3,636	3,636	9,212,445
当 期 変 動 額							
自己株式の取得			292	292			292
剰余金の配当	70,534	70,534		70,534			70,534
当期純利益	196,975	196,975		196,975			196,975
固定資産圧縮積立金の取崩		549					
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)					7,105	7,105	7,105
当 期 変 動 額 合 計	126,991	126,441	292	126,149	7,105	7,105	119,043
平成22年2月28日残高	1,234,315	8,656,557	53,520	9,334,959	3,469	3,469	9,331,489

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

(a) 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(b) 時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

（会計方針の変更）

当事業年度から「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用し、評価基準については、原価法から原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しております。この変更により当事業年度の売上総利益、営業利益及び経常利益はそれぞれ9,713千円増加し、税引前当期純利益が28,408千円減少しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

(a) 建物（建物付属設備は除く）

平成10年3月31日以前に取得したもの 旧定率法

平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 旧定額法

平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法

(b) 建物以外

平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法

平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～50年

機械及び装置 10年

また、10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方式を採用しております。

（追加情報）

当事業年度から機械及び装置の耐用年数について、平成20年法人税法の改正を契機として見直しを行い、従来採用していた10～13年の耐用年数を10年に変更しております。この変更により当事業年度の売上総利益は12,572千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ13,506千円減少しております。

無形固定資産 定額法

ただし自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

長期前払費用 定額法

- (5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、当期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (6) 引当金の計上基準
- 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- 役員賞与引当金
役員に支給する賞与の支払に備えるため、当期末における支給見込額を計上しております。
- 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (7) リース取引の処理の方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (8) ヘッジ会計の方法
為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。
- (9) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,073,266千円
- (2) 担保に供している資産
- | | |
|----|-----------|
| 建物 | 768,484千円 |
| 土地 | 93,139千円 |
- 対応する債務
- | | |
|--------------|-----------|
| 一年内返済予定長期借入金 | 100,000千円 |
|--------------|-----------|
- (3) 期末日満期手形の会計処理につきましては、満期日に決済が行われたものとして処理しております。
なお、事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、事業年度末残高から除かれております。
- | | |
|------|-----------|
| 受取手形 | 172,427千円 |
|------|-----------|
- (4) 資金調達の機動性及び安定性を高めるため、取引銀行4行とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。
- | | |
|---------------|-------------|
| コミットメントラインの総額 | 2,000,000千円 |
| 借入実行残高 | 450,000千円 |
| 差引額 | 1,550,000千円 |
- (5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- | | |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 2,103千円 |
| 短期金銭債務 | 19,192千円 |

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	40,463千円
営業取引以外の取引による取引高	
業務管理手数料等	36,934千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

株式の種類	前事業年度末	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	5,970,480株					5,970,480株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

株式の種類	前事業年度末	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	92,638株		600株			93,238株

(注) 当事業年度の増加の概要

単元未満株式の買取請求による増加 600株

(3) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年5月21日 定時株主総会	普通株式	70,534千円	12円00銭	平成21年 2月28日	平成21年 5月22日

(5) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年5月21日 定時株主総会	普通株式	繰越利益 剰余金	70,526千円	12円00銭	平成22年 2月28日	平成22年 5月24日

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産

賞与引当金	59,344千円
未払事業税等	17,864千円
役員退職慰労引当金	74,470千円
減損損失	19,733千円
その他	49,758千円
小計	221,170千円
評価性引当額	105,524千円
合計	115,645千円

(2) 繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	1,412千円
合計	1,412千円

繰延税金資産の純額 114,233千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
- | | |
|----------------------------------|-----------|
| (1) 当事業年度の末日におけるリース物件の取得価額相当額 | 114,240千円 |
| (2) 当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額 | 100,757千円 |
| (3) 当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額 | 13,482千円 |
7. 関連当事者との取引に関する注記
重要性が乏しいため、記載を省略しております。
8. 1株当たり情報に関する注記
- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,587円73銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 33円51銭 |
9. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。
10. その他の注記
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監 査 報 告 書

平成21年3月1日から平成22年2月28日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成22年4月7日

株式会社 ダイケン

常勤監査役 小畑 芳三 ㊞

以上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者 **株式会社 ダイケン**
代表取締役社長 藤岡 洋一

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第62期計算書類承認の件

当社は、会社法第438条第2項の規定に基づき、定時株主総会において計算書類の承認を受けなければならないとされていることから、当社第62期の計算書類の承認をお願いするものであります。

議案の内容は、前記添付書類（10頁から16頁まで）に記載のとおりであります。

なお、取締役会の意見は、計算書類は、法令及び定款に従い、会社財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

第2号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営における重要政策の一つであると考えており、将来の事業展開を考慮しつつ、企業基盤の強化を図りながら、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

第62期期末配当につきましては、当社は1株当たり当期純利益が65円を上回る場合は、普通配当12円に加え2円を配当することを基本方針としておりますが、遺憾ながら1株当たり当期純利益が65円を割込む結果となりましたので、基本方針に従い普通配当12円といたしたいと存じます。

配当財産の種類

金銭といたします。

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は70,526,904円となります。

剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年5月24日

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社は、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しておりませんが、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、また、「JASDAQ等における企業行動規範に関する規則の特例」第7条の規定を受け、「監査役会」及び「会計監査人」を設置し、これに対応する所要の変更を行うものであります。

(2) 「監査役会」の設置に伴い選任される社外監査役が、その期待される職務を適切に遂行しうるようにするため、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。

(3) 会計監査人が職務の執行に当たり、期待される役割を十分に発揮できるよう、その責任を限定する契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。

(4) その他、上記変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線 〃 は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 <p style="text-align: center;">(新 設) (新 設)</p> <p>(取締役会規則) 第25条 取締役会に関する事項については、取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>(常任監査役) 第29条 監査役は、<u>互選により常任監査役を定める。常任監査役は常勤とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(監査役の報酬等) 第30条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. <u>会計監査人</u> <p>(取締役会規則) 第25条 取締役会に関する事項については、<u>法令または本定款のほか、取締役会で定める取締役会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(常勤の監査役) 第29条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第30条 監査役会の招集通知は、<u>各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会規則) 第31条 監査役会に関する事項については、<u>法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規則による。</u></p> <p>(監査役の報酬等) 第32条 (現行どおり)</p> <p>(社外監査役との責任限定契約) 第33条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第 6 章 会計監査人
(新 設)	<u>(会計監査人の選任)</u> 第34条 会計監査人は、株主総会の決議 によって選任する。
(新 設)	<u>(会計監査人の任期)</u> 第35条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会 の終結の時までとする。
(新 設)	2 前項の定時株主総会において別 段の決議がなされなかったとき は、当該定時株主総会において 再任されたものとする。
(新 設)	<u>(会計監査人の報酬等)</u> 第36条 会計監査人の報酬は、代表取締 役が監査役会の同意を得て定め る。
(新 設)	<u>(会計監査人との責任限定契約)</u> 第37条 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、同法第423条第 1項に規定する会計監査人(会 計監査人であった者を含む。)の 損害賠償責任を限定する契約を 締結することができる。ただ し、当該契約に基づく賠償責任 の限度額は、法令が規定する額 とする。
第 6 章 計 算	第 7 章 計 算
第31条～第34条 (記載省略)	第38条～第41条 (現行どおり)

第4号議案 取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役 藤岡秀一氏、藤岡洋一氏、田井誠二郎氏、仲川昌則氏の4名が任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
藤岡秀一 (昭和12年3月6日生)	昭和34年4月 当社入社 昭和37年4月 当社取締役 昭和45年4月 当社代表取締役副社長 昭和48年4月 当社代表取締役社長 平成14年5月 社団法人東淀川納税協会会長 現在に至る 平成17年5月 日本建築金物工業組合理事長 現在に至る 平成19年5月 当社代表取締役会長 現在に至る	298,385株
藤岡洋一 (昭和39年7月6日生)	平成4年1月 当社入社 平成6年5月 当社取締役営業本部長 平成8年5月 当社常務取締役営業本部副部長 平成10年4月 当社常務取締役営業本部長 平成10年5月 当社取締役副社長営業本部長 平成19年5月 当社代表取締役社長 現在に至る	1,115,200株
田井誠二郎 (昭和22年2月5日生)	昭和44年4月 藤岡製鋼株式会社(被合併会社)入社 平成11年3月 当社建材事業部十三工場長 平成17年6月 当社執行役員建材事業部十三工場長 平成20年5月 当社取締役新規事業開発部長 現在に至る	21,700株
仲川昌則 (昭和22年2月18日生)	昭和47年4月 藤岡製鋼株式会社(被合併会社)入社 平成6年4月 当社ハードウェア事業部兵庫工場長 平成17年6月 当社執行役員ハードウェア事業部兵庫工場長 平成20年5月 当社取締役製造管理部部長 現在に至る	12,400株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第5号議案 監査役2名選任の件

第3号議案の承認可決を条件として、新たに監査役会を設置することに伴い、会社法第335条第3項の規定により、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
阿部 幸孝 (昭和11年6月7日生)	昭和40年4月 弁護士開業 昭和43年5月 三和総合法律事務所開設 現在に至る	
橋田 光正 (昭和35年8月30日生)	平成10年7月 橋田公認会計士事務所(現りょうざん会計事務所)開設 現在に至る 平成18年5月 東陽監査法人代表社員就任 現在に至る	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 阿部幸孝氏及び橋田光正氏は、社外監査役候補者であります。
3. 選任理由、社外監査役としての独立性及び責任限定契約について

(1) 選任理由及び独立性

阿部幸孝氏は弁護士として、橋田光正氏は公認会計士としての豊富な経験と高い専門性を活かし、当社のコーポレート・ガバナンスの水準の維持、向上に貢献していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、両氏は社外役員以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の社外監査役を適切に遂行していただけるものと考えております。

社外監査役候補者の両氏は、過去5年間に当社または当社の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第19号の規定によります。以下同じ。)の業務執行者(同規則同条同項第6号の規定によります。以下同じ。)となったことはありません。

社外監査役候補者の両氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(監査役としての報酬は除きます。)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

社外監査役候補者の両氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

(2) 社外監査役との責任限定契約

社外監査役候補者の両氏が選任され、第3号議案「定款一部変更の件」をご承認いただいた場合に、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第6号議案 会計監査人選任の件

第3号議案の承認可決を条件として、新たに会計監査人を設置することに伴い、会計監査人の選任をお願いするものであります。

会計監査人候補者は、下記に記載のとおりであります。また、候補者は金融商品取引法に基づく当社の監査を既に行っていることから、当社の会計監査人に適任であると考えております。

なお、本議案の提出につきましては、監査役の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(平成21年12月31日現在)

名 称	新日本有限責任監査法人				
沿 革	平成12年4月	太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人が合併し、監査法人太田昭和センチュリーを設立			
	平成13年7月	新日本監査法人に名称変更			
	平成20年7月	新日本有限責任監査法人となる			
概 要	資本金	787百万円			
	関与会社数	4,462社			
	人員構成		(社員)	(職員)	(合計)
		公認会計士	721名	2,020名	2,741名
		公認会計士試験合格者等(職員)		2,012名	2,012名
		その他	18名	1,633名	1,651名
合計	739名	5,665名	6,404名		
事 務 所	主たる事務所	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル			
	その他の事務所	国内事務所	32か所		
		連絡事務所	3か所		
		海外駐在	32か所		

(注) 会計監査人との責任限定契約

会計監査人が選任され、第3号議案「定款一部変更の件」をご承認いただいた場合に、当社は会計監査人との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第7号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役の候補者は次のとおりであり、石松靖之氏は監査役小畑芳三氏の補欠として、土田壮太郎氏は第5号議案の承認可決を条件として社外監査役に就任される阿部幸孝氏及び橋田光正氏の補欠としての候補者であります。

なお、あらかじめ選任された補欠監査役の選任の効力は、次期定時株主総会が開催されるまでの間となります。

また、本議案の提出につきましては、監査役の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
石松靖之 (昭和26年7月28日生)	昭和45年3月 当社入社 平成17年3月 経理部次長 現在に至る	13,330株
土田壮太郎 (昭和50年3月15日生)	平成22年1月 大阪弁護士会登録 同月 三和総合法律事務所入所 現在に至る	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 上記の候補者のうち、土田壮太郎氏は補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

- (1) 社外監査役候補者の選任理由及び独立性
 土田壮太郎氏は弁護士の資格を有し、経験と見識等をもとに、コンプライアンスの面での監査が期待できると判断したからであります。
 同氏は、過去5年間に当社または当社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号の規定によります。以下同じ。）の業務執行者（同規則同条同項第6号の規定によります。以下同じ。）となったことはありません。
 同氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬を除きます。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 同氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
- (2) 補欠の社外監査役との責任限定契約
 当社は、第3号議案「定款一部変更の件」をご承認いただいた場合で、補欠監査役の選任が承認され、土田壮太郎氏が社外監査役に就任された場合には、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第 8 号議案 役員賞与支給の件

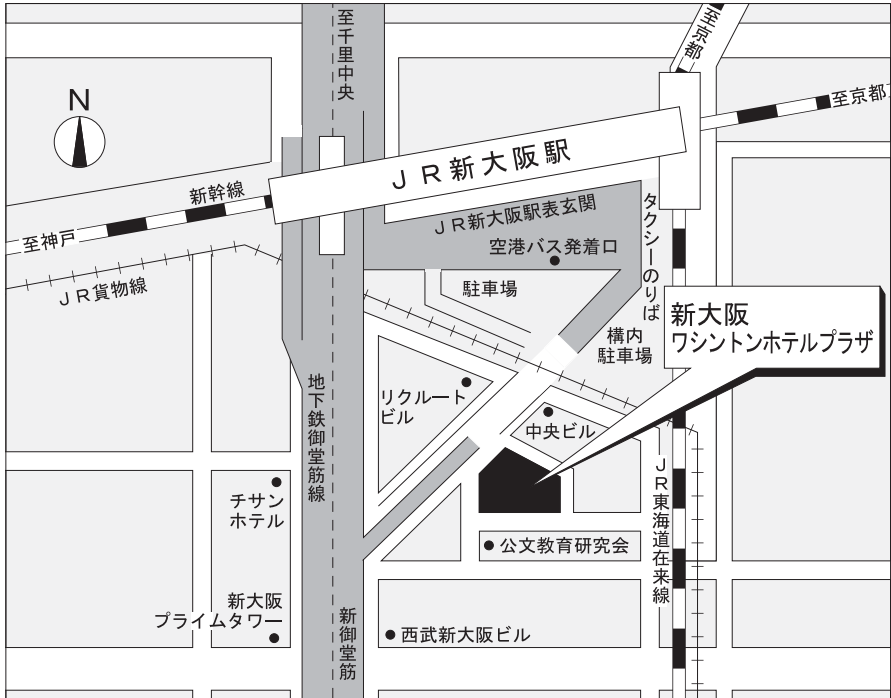
当期末時点の取締役 7 名および監査役 1 名に対し、当期の業績を勘案して、役員賞与総額 10,000 千円（取締役分 8,750 千円、監査役分 1,250 千円）を支給することといたしたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内略図

場 所 大阪市淀川区西中島五丁目 5 番15号

新大阪ワシントンホテルプラザ 2階 若竹の間



最寄の交通機関

徒歩

J R 新大阪駅正面口から.....徒歩約 3 分

地下鉄新大阪駅 7 番出口から.....徒歩約 3 分

お願い

駐車場のご用意がございませんので、ご了承のほどお願い
申し上げます。